

# 2025年のその先へ

価値ある有床診療所をつなぐ

医療法人社団 富士厚生会 富士厚生クリニック

古藤 正典

# 2025年問題？

- ▶ 「団塊世代」と呼ばれる世代の人たち全員が、75歳以上の後期高齢者になることで起こる問題。その結果、大量の後期高齢者を支えるために、医療、介護、年金といった社会保障が限界に達し、社会全体に負の影響をもたらされてしまう。
- ▶ 2025年には国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となる。
- ▶ 一方で、歯止めの利かない少子化の影響により、若い世代の割合は減り続ける。

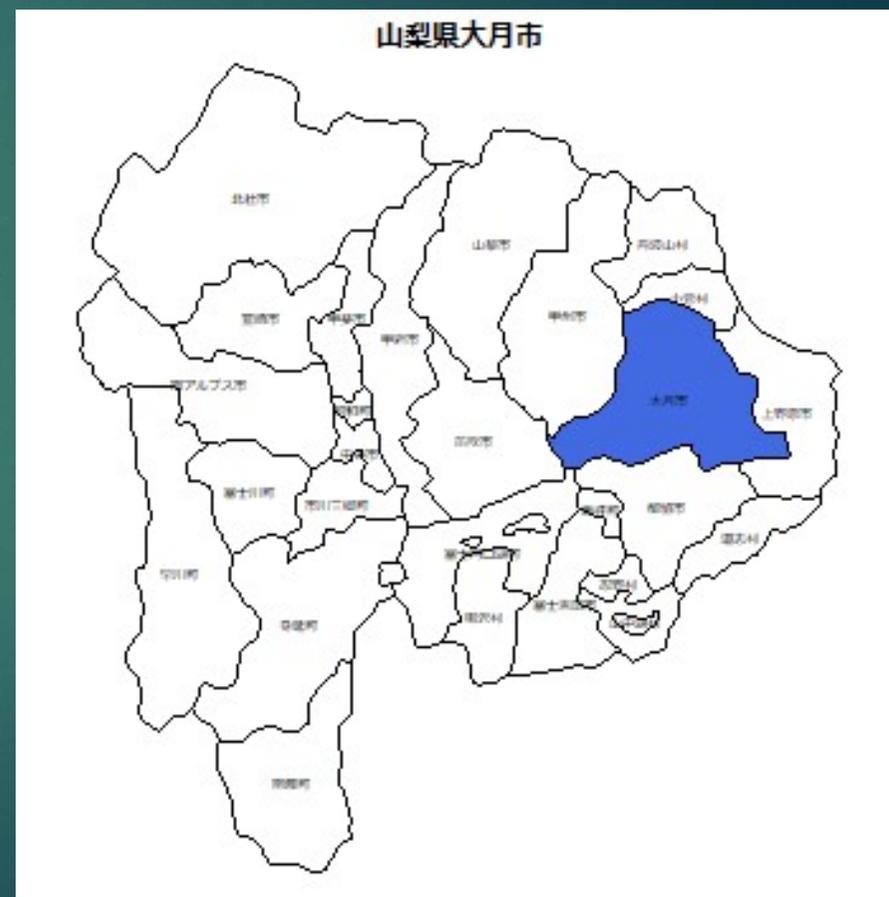
▶ 要介護者、社会保障費の増加

▶ 人材の不足

医療、介護体制の破綻

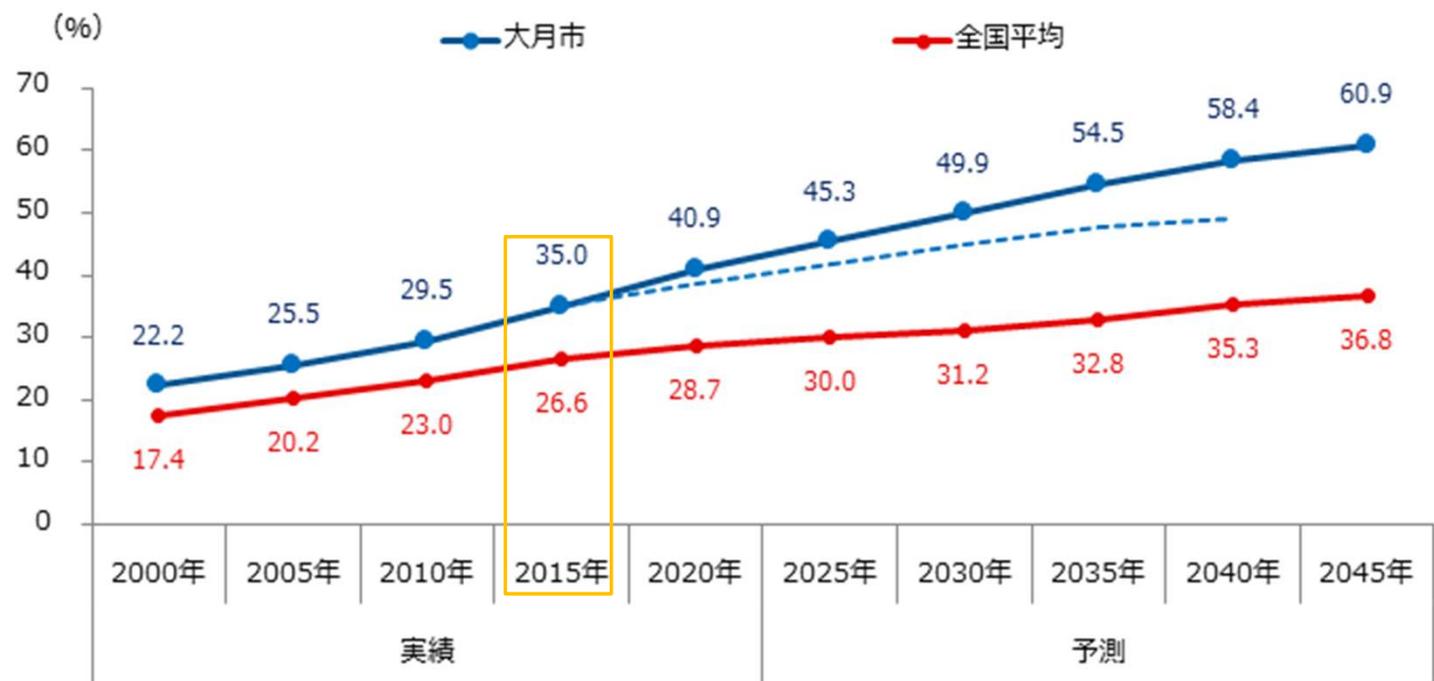
# 山梨県大月市の現状

- ▶ 人口（2020年 国勢調査）：22512人
- ▶ 人口増減率（2015年～2020年）：-11.44%
- ▶ 高齢化率（2020年）：40.4%
- ▶ 面積：280.25km<sup>2</sup>



# 高齢化率の推移（大月市）

大月市の高齢化率の推移



※高齢化率：総人口にしめる65歳以上の人口割合（%），年齢不詳を除いて算出

※図中の緑の点線は、前回2013年3月公表の「将来人口推計」に基づく当地域の高齢化率

# 将来推計人口（大月市）



# 医療介護需要予測指数（大月市）



# 当法人の沿革

平成1年 (1989)	医療法人社団 富士厚生会 設立 富士厚生クリニック 開業	泌尿器科を専門とした外科系有床診療所
		急性期医療
平成10年 (1998)	介護老人保健施設 ももくら 開設 通所リハビリテーション併設	高齢者医療、介護 慢性期医療
平成11年 (1999)	訪問看護ステーション ももくら 開設	在宅医療
平成16年 (2004)	介護老人保健施設 山中湖あんずの森 開設 グループホーム あんず 開設	
平成16年 (2004)	特別養護老人ホーム 志仁也 開設 通所介護、ショートステイ併設	
平成23年 (2011)	特別養護老人ホーム 山美家 開設	
平成25年 (2013)	在宅支援診療所	

富士厚生クリニック

訪問看護ステーション

老人保健施設 ももくら  
通所リハビリ

特別養護老人ホーム 志仁也、山美家  
通所介護、ショートステイ

外来、入院

在宅医療

入所、通所

市民

地域包括ケアシステム？

# 有床診療所の特徴

フレキシブルな病床、人材、スペースの活用

- ・ 地域包括ケアシステムの核となる存在
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策への貢献（発熱外来、ワクチン）
- ・ 専門性を活かした診療

医療費削減への貢献

- ・ 低い入院基本料、在宅医療の促進

# 新型コロナウイルス感染症対応

## ▶ 発熱外来

発熱外来協力要請当初より、駐車場を利用したドライブスルー型発熱外来を設置。核酸増幅遺伝子検査機器（Abbott社、ID Now）を導入し、新型コロナウイルスの早期診断に貢献。

## ▶ ワクチン接種

国内でのワクチン接種検討開始時期に自前でディープフリーザーを購入し、大月市とワクチン管理委託を締結。サテライト先へのワクチン供給とともに、自院での接種も施行。1、2回目接種においては延べ8147回の接種を行った。

# 専門性を活かした幅広い診療

- ▶ 麻酔科：緩和ケア、術中術後管理
- ▶ 泌尿器科：小手術（前立腺生検、TUR）
- ▶ 形成外科：小手術（手の外科、外傷、腫瘍摘出）

多角的な診療が可能となり、経営の安定化に寄与  
高齢者医療に従事しながらも、各医師のモチベーション維持が可能

# 事業承継問題

- ▶ 医療経営者の平均年齢は64.3歳（厚生労働省、2018年）  
2025年には更に経営者の高齢化は進んでいるはず。  
経営者の多くに団塊の世代が含まれている。  
2025年問題のもう一つの側面。

地域財産である有床診療所を次世代へ承継することは早急の課題であるが、なかなか進んでいない。

# 出資持分の問題

- ▶ 事業承継：診療の承継＋経営権の承継  
経営権の承継＝出資持分の解決

多くの医療法人が出資持分のある医療法人。

医療法人は配当が禁じられており、多額の含み益を抱えていることが多く、持分を相続、譲受する場合、課税が生じる可能性が高い。

高齢化している医療経営者に万が一のことが起こったら？ 突然相続はやってくる。

# 持分の解決スキーム

## ① 持分なし医療法人への移行

出資者が出資持分を放棄することで、持分なし医療法人に移行する。

しかし、医療法人は出資持分に相当する経済的利益の贈与を受けたとみなされ、原則として贈与税が発生してしまう。しかし、特例措置を利用し、認定医療法人となることで、贈与税は猶予、免除される。

## ② 生前贈与等による持分の移転

親族間での事業承継の場合、生前贈与等により持分を移転する方法。しかし、後継者側には贈与税が課せられる。

## ③ 出資持分の払い戻し

出資者が医療法人を退社し、出資持分の払い戻しを受ける方法。医療法人を育てた前経営者がその対価を受け取れるメリットがあるものの、出資持分は高騰していることが多く、その後の法人経営に影響を与える。

## ④ M&Aによる第三者への承継

# まとめ

- ▶ 有床診療所はその特性を活かし、地域に根差したかけがえのない医療資源となりうる可能性があり、2025年を目前にその役目は大きい。
- ▶ 変化していく時代や地域ニーズにマッチする医療を提供することができる。
- ▶ 事業承継は待ったなし。

ご清聴ありがとうございました。